



米国ハイ・イールド債券とデフォルト

- 米国の企業業績の改善により、デフォルト率は低水準で推移することが期待されます。
- 足元では償還期限の迫った米国ハイ・イールド債券の借り換えが進んでおり、当面借り換え失敗などで資金難に陥り、デフォルトするリスクは低いとみられます。



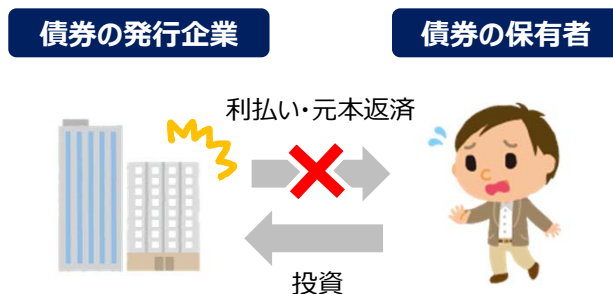
デフォルトとは

デフォルトとは、日本語で「債務不履行」と言い、債券の発行企業による利払いや元本返済が不履行となったり、遅延したりすることなどを指します。

デフォルトリスクを避けるため、債券の利払いや元本返済がきちんと行なわれる見込みがあるかを客観的に知る必要があります。

その判断材料の一つが「格付」です。格付が低い債券ほどデフォルトするリスクが高くなります。

■デフォルトのイメージ

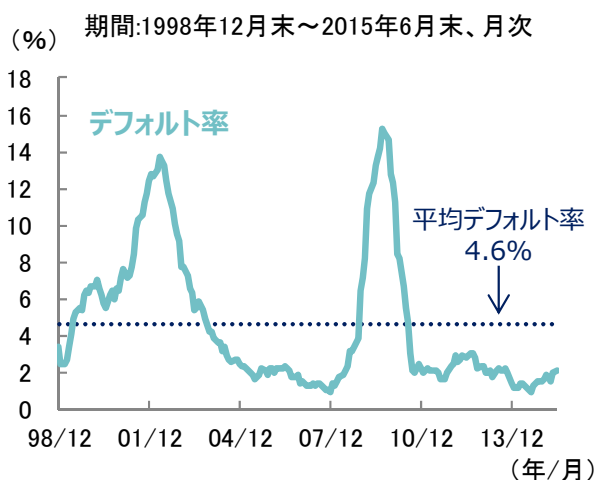


低水準で推移するデフォルト率

過去のデフォルト率の推移を見てみましょう。デフォルト率は一定期間において、どれだけの債券がデフォルトとなったかを基に算出されています。

米国の景気回復により米国ハイ・イールド債券発行企業の業績は改善し、資金調達環境も良好なことから、2015年6月末現在、デフォルト率は2.05%と低水準となっています。

■米国ハイ・イールド債券のデフォルト率の推移



デフォルト率は過去12か月間のバンクオブアメリカ・メリルリンチがインデックスで採用している発行体ベース。
(出所)ブルームバーグのデータを基に野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

米国ハイ・イールド債券通信 Vol.3

過去平均を上回る回収率

万が一、デフォルトした場合に、どの程度の元本を回収できたかを示す回収率は、数値が高いほど多くの元本を回収できたことを意味します。

2014年の回収率は48%となりました。デフォルトしたとしても、元本の半分程度を回収できたといえます。

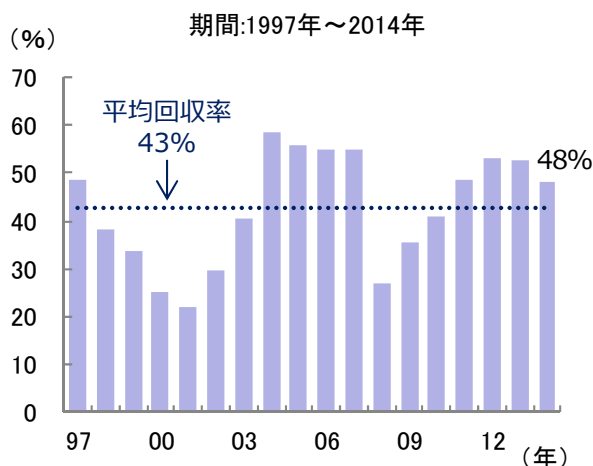
参考

米国では、業績が悪化した企業がチャプター・イレブン（連邦破産法11条）の適用を早期に申請し、企業再建を図ることがあります。

その場合、担保の有無や弁済順位等の条件、企業のバランスシートの状況などに応じて、デフォルトした後も値段がついて、投資家の間で売買される場合があります。



■デフォルトした米国ハイ・イールド債券の回収率の推移



各年の回収率は、米国ハイ・イールド債券全体において、デフォルトした債券の30日後の価格(額面を100とした場合)の平均値です。
(出所)JPモルガンの2015年7月1日付レポートを基に野村アセットマネジメント作成

償還スケジュール

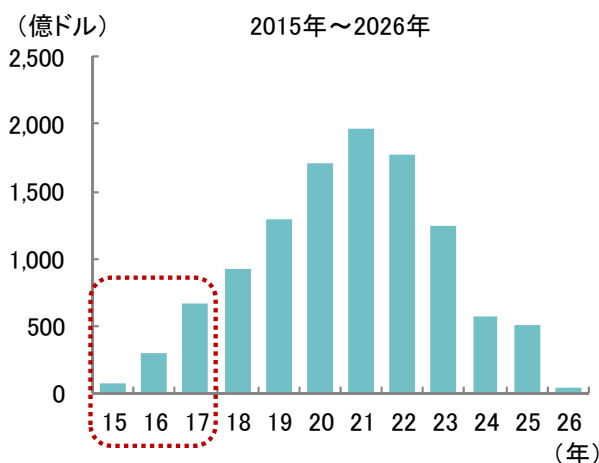
足元では償還期限の迫った米国ハイ・イールド債券の借り換えが進んでいます。

2017年までに満期を迎える米国ハイ・イールド債券は、相対的に少なくなっています。

当面借り換え失敗などで資金難に陥り、デフォルトするリスクは低いとみられます。

米国の景気回復による米国ハイ・イールド債券発行企業の業績改善や、低水準で推移するデフォルト率に支えられ、米国ハイ・イールド債券の堅調な値動きに期待が集まっています。

■米国ハイ・イールド債券の満期スケジュール



2015年7月3日現在
(出所)ブルームバーグのデータを基に野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料は、投資環境に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に示された意見等は、当資料作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更される事があります。なお、当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

【野村アセットマネジメントからのお知らせ】

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし、投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。

したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

■ 投資信託に係る費用について

2015年7月現在

ご購入時手数料 《上限4.32%(税込み)》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時(および償還時)に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用(信託報酬) 《上限2.1816%(税込み)》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じたかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をご覧下さい。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡す投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商号:野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号

加入協会:一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会